

第 80 回神奈川県環境審議会議事録

日時：令和 6 年 8 月 29 日（木曜日）14 時から 15 時 00 分まで

場所：神奈川県庁新庁舎 8 階議会第 4 会議室及び Web 会議

出席委員：青木委員、青柳委員、井坂委員、石川委員、石原委員、岩澤委員、鏡味委員、片岡委員、片桐委員、鎌形委員、倉田委員、斉藤委員【副会長】、佐藤委員、佐土原委員、白井委員、杉岡委員、鈴木委員【会長】、津田委員、林委員、松崎委員、吉川委員

1 開会

- ・尾埜環境農政局長あいさつ
- ・出席委員が過半数を超えており、会議が有効に成立していることを確認
- ・傍聴者の確認（傍聴希望者なし）
- ・新委員の紹介
- ・議事録署名は、会長・副会長にて行うことを確認

2 議題

審議事項（1）会長及び副会長の選出

【関環境部長】

それでは、議事に入ります。はじめに、審議事項（1）「会長及び副会長の選出について」です。資料 1 にございますように、会長、副会長の選出につきましては、環境審議会条例／第 4 条／第 1 項の規定により、委員の皆様の互選により選出することとなっております。

また、第 1 回環境審議会での了解事項として、会長は、学識経験者の中から、副会長は、県議会議員の中から選出することとされておりますので、この了解事項に基づき選出を行うこととし、御推薦をいただき、皆様にお諮りして決定したいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、そのように決定いたします。なお、選出された会長の指名により、環境基本計画部会の部会長、部会員を選出することとなっております。環境基本計画部会では、環境基本計画や地球温暖化対策計画等の進捗状況や見直しについて、審議をいただく予定となっております。

それでは、まず会長の選出について、どなたか御推薦はございますか。

【青柳委員】

よろしいでしょうか。推薦したいと思います。会長は、国におきまして環境事務次官をお務めになりまして、環境政策全般にかかる高い見識を有しておられます鈴木委員に、お願いしたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

【関環境部長】

ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

【関環境部長】

御異議がないようですので、会長には鈴木委員が就任することとして決定させていただきます。

それでは、鈴木会長には、会長席にお移りいただき、以降の進行をお願いします。鈴木会長から、一言いただいてもよろしいでしょうか。

【鈴木会長】

ただいま御選出いただきました鈴木でございます。昨年に引き続きということではあるのですが、昨年も条例の改正や、或いは環境基本計画の改正ということで、様々な課題に取り組みましたけれども、本年も猛暑や台風の猛威などがあるように、環境問題は、引き続き重要な課題になっていますので、そういう意味で身の引き締まる思いでございます。

今後とも委員の皆様や、また、これから選ばれる副会長のお力をいただきまして、この審議会を充実したものにしたいと思っておりますので、どうぞ御協力よろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですけれども、引き続き議事を進めさせていただきたいと思っております。それでは副会長につきまして選出をしたいと思っておりますがどなたか御推薦ございますか。

【石川委員】

会長よろしいでしょうか。

【鈴木会長】

はい。どうぞお願いします。

【石川委員】

石川でございます。先ほどの御説明のとおり、県議会議員の中からということでございますので、斉藤委員を推薦させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【鈴木会長】

ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

【鈴木会長】

特に御異議もないようですので、副会長は、斉藤委員にお願いいたします。それでは斉藤副会長、こちらの副会長席にお移りいただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、早速で恐縮ですが、一言ごあいさつをいただけますでしょうか。

【斉藤委員】

はい。ただいま、神奈川県環境審議会の副会長に選任をさせていただきました斉藤たかみと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身といたしましては、二度目の環境審議会副会長就任ということとなります。副会長という重責を担うこととなりまして、改めて光栄であると同時に、その責任の重さを感じているところであります。

さて、この環境審議会において、昨年、副会長に就任をしておりました川本学議員が無念の死を遂げるということで、非常につらい思いをいたしました。彼の意思をしっかりと引き継いで、鈴木会長とともに、職務の遂行に向けて頑張る所存でございます。

我々を取り囲む環境問題も、大変日々大きく変化をしており、地球温暖化が進行したことで、自然災害の頻発化、激甚化が顕著になり、脱炭素に向けた取組はもう待ったなしの状況ということでもあります。こうした中、環境審議会に求められる役割も年々大きくなっているものと認識をしております。

委員の皆様におかれましては、当審議会での議論が有益なものとなるよう、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木会長】

ありがとうございました。今後とも、よろしくお願いいたします。

次に、環境審議会条例／第6条／第2項／及び／第3項に基づき、私から部会長及び部会員を指名させていただきます。

まず部会員ですが、昨年度まで部会員を務めた、青柳委員、片岡委員、鎌形委員、白井委員、松崎委員を指名させていただきます。

また、新たに、石原委員、鏡味委員、倉田委員、佐藤委員、佐土原委員、杉岡委員についても、指名させていただきます。

部会長につきましては、青柳委員にお願いします。

審議事項（２）新たな事業活動温暖化対策計画書制度の運用案について

【鈴木会長】

それでは、審議事項（２）に入ります。審議事項（２）は、新たな事業活動温暖化対策計画書制度の運用案についてです。所管室から説明をお願いします。

【濱田脱炭素戦略本部室室長代理】

（資料２－１に基づいて説明）

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容につきまして、御質問や御意見がありましたら、委員の方々、御発言をお願いします。

【石川委員】

よろしいですか。

【鈴木委員】

はい。お願いします。

【石川委員】

県議会議員の石川でございます。よろしくお願ひいたします。事業者の脱炭素の取組は、非常に重要だと思っております。その中で、2026年度に国で、いわゆる排出量取引制度が開始されると思っております。それとこの事業活動温暖化対策計画書制度との関連性をしっかり位置づけるべきだと思うのですけれども、それがどうなっているか、お伺ひいたします。

【鈴木会長】

所管室からの回答をお願いします。

【濱田脱炭素戦略本部室長代理】

はい。ありがとうございます。御指摘のありました排出量取引につきましては、「GXリーグ¹」を中心に、国において検討しております。

一方、環境省では、地方公共団体が実施する計画書制度について、3ステップ²で整理しております。

第一ステップは、一定規模以上の事業者等に対して計画書の作成を求め、自らの排出量削減について見える化したうえで削減の取組を実施していただくことです。

第二ステップは、今後、県として取り組もうとしている部分で、事業者の示した計画を県が評価することで、その取組が優れているものなのかどうか見える化し、企業の立ち位置を明確にすることを目指しております。

第三ステップは、応用編として、排出量取引への発展も考えていくという段階になっております。

このように、今、神奈川県が目指しておりますのは、第二ステップでありまして、国が目指しているところは、さらに上の第三ステップというところでございます。

【石川委員】

はい。さきほどの濱田室長代理による御説明のなかで、県による新たな計画書制度の評価開始は、令和8年度とお伺いしましたので、リンクしてくるのだろうなと思います。東京・埼玉は、先駆けて排出量取引を行っていますので、是非、リンクする方向で取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

【鈴木会長】

では、内容が明らかになったところで、また、改めて検討ということですね。はい、わかりました。その他の委員の方、御意見ございましたらお願いします。

¹ 参考ホームページ：GXリーグ公式WEBサイト「GXリーグとは」

<https://gx-league.go.jp/>

「2050年カーボンニュートラル実現と社会変革を見据えて、GXへの挑戦を行い、現在および未来社会における持続的な成長実現を目指す企業が同様の取組を行う企業群を官・学と共に協働する場が、GXリーグです。」

² 参考ホームページ：環境省_政策_政策分野一覧_地域脱炭素_地方公共団体実行計画_地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト トップページ_策定・実施マニュアル・ツール類 | 区域施策編_参考資料「地球温暖化対策計画書制度ガイドライン（令和5年）」8頁

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/download/keikakusyo.pdf

「計画書制度は、①事業者が計画書・報告書の提出を義務付け、公表を行なう段階から、②評価・公表・表彰、助言・指導等を通じて、事業者へ働きかける段階、③排出量取引制度への発展等のステップアップの段階があるとされています。」

【佐藤委員】

佐藤でございます。私、この制度をあまりよく理解していませんので、お伺いしたいと思います。

対象地域を「横浜市と川崎市を除く県域」としている意味について、フランチャイズ、大企業での企業再編、事業規模の集約化などの変更があった場合には、対象地域の範囲を、どのように考えられているのでしょうか。

また、今までの制度で計画書を提出しているのは、特定大規模事業者で大体何社程度でしょうか。それから、中小企業で提出している会社があるとすれば、何社程度でしょうか。

【鈴木会長】

所管室より回答をお願いいたします。

【濱田室長代理】

ありがとうございます。

横浜市及び川崎市は、それぞれ条例で独自に同等制度を運用しておりまして、本県が2010年にこの制度を開始した際に協議して、横浜市・川崎市地域は、県条例の適用を除外したため、今回新たに導入する評価制度についても評価対象区域は、「横浜市・川崎市を除く県域」といたしました。なお、横浜市・川崎市地域は、それぞれ横浜市・川崎市に計画書等を御提出していただくかたちとし、すみ分けをしております。

また、一定規模以上の事業者は計画書等の提出義務がありますが、事業活動の中で一定規模未満となった場合は、提出義務がなくなるため、事業者数は、毎年度変動しますが、県制度の対象事業者は約500者となります。横浜市は約300者、川崎市は約150者です。

一方、一定規模未満のいわゆる中小企業は、計画書等を任意提出できることとしていますが、なかなか任意での提出はなく、一昨年度まではゼロでした。そこで、昨年度、3者の中小企業に対し、計画書提出まで伴走型支援を行うモデル事業を実施しました。

さらに、昨年度、当審議会及び事業活動温暖化対策部会において、中小企業への計画書提出のインセンティブを考えるべきだという御助言をいただきましたので、今年度「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度³」を立ち上げさせていただきました。こちらは、計画書を提出した中小企業に対して、インセンティブを付与するという制度です。

一昨日の8月27日火曜日に、知事から会見で、「かながわ脱炭素チャレンジャー⁴」初代認証者20者と発表させていただきました。また、伴走型支援の「脱炭素スクール」というものを立ち上げて、現在、20から30者卒業できそうだということでございます。よって、初年度にあたる今年度中には、40から50者程度の中小企業に提出していただける予定でして、引き続き、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

【鈴木会長】

ありがとうございます。それでは、その他、ございますか。

【井坂委員】

2点ほどございます。

³ 参考ホームページ：神奈川県記者発表資料_「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」を創設します！併せて脱炭素支援の受付を開始します！」2024年4月23日

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/prs/r0893966.html>

「(1)かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度：2050年までの脱炭素化を宣言し、事業活動温暖化対策計画書を提出する中小企業等（提出義務のある者を除く。）を、「かながわ脱炭素チャレンジャー」として認証し、補助額等の上乗せや、公共工事等の競争入札参加資格認定時における加点、公式認証マークの使用等のインセンティブを付与する制度を創設します。」「(2)脱炭素スクール：中小企業等を対象に、(1)の認証の取得に必要な事業活動温暖化対策計画書作成のノウハウや、脱炭素経営のポイント、省エネ推進・再エネ導入の実践的な手法を学び合う場を開催します。

⁴ 参考ホームページ：神奈川県記者発表資料_「かながわ脱炭素チャレンジャー」初代認証者20者を決定！「脱炭素スクール」受講生に修了証を授与！」2024年8月27日

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/prs/r3829926.html>

1点目は、「資料2-1」3頁にあります、公表への配慮についてです。「緩和措置として、低評価の結果は、2回連続までは公表しない。」ということですが、この意味について詳しく教えていただきたいということと、2回連続ということは、1回目は低評価で、2回目は達成し、次はまた低評価であった場合はどうなるのか、ということについてお示しいただきますでしょうか。

2点目は、「資料2-1」4頁、「電気自動車及び燃料電池自動車の導入に係る評価基準(案)」について、「バス・貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況」を「1台以上所有」としていることについてです。実際、毎年、毎年、増えていくことを目指さなければいけないのではないかと思いますので、現状からどうやって増やすかという評価基準にならないといけないのではないかと思います。1台以上所有では、あまり評価基準にならないのではないかと思いますので、その辺の意味について、教えていただきたいと思います。

【鈴木会長】

回答、お願いします。

【濱田室長代理】

ありがとうございます。まず、1問目の「資料2-1」3頁、「(4) 評価結果の公表」、「イ 公表への配慮」についてお答えさせていただきます。こちらは、本県よりも1年早く評価制度を導入した川崎市においても同様の対応としております。

趣旨としては、「事業者への配慮」です。我々は、大企業に対して、計画書の提出を義務化しており、さらに今後は、その取組を評価し、公表していくということで、各企業の立ち位置を「見える化」していくこととなります。ただ、大企業といっても、状況によっては、すぐには削減ができないというところもあるため、いきなり低評価をつまびらかにするのはどうかということで、2回連続低評価の場合には公表せず、「頑張ってください」という準備期間とし、3回連続低評価になれば公表させていただくこととしました。そのため、お答えとしましては、1回目の評価の時に低評価であっても公表はしない、2回連続であっても公表はしない、3回連続で初めて公表するという意味になっております。

御質問の2点目、「資料2-1」4頁、「3(2) 電気自動車及び燃料電池自動車の導入に係る評価基準(案)」の表の下段についてということで承りました。こちらは、タクシーなどのいわゆる乗用車については、上段記載のとおり、2030年度に38%を目指してございまして、井坂委員のおっしゃるとおり、年々、厳しくなっていくという基準になっております。この基準を、下段のバスや貨物自動車についてまで設けるかどうかについては、県内部でもかなり議論がございました。川崎市は、ここは評価から外しています。その理由は、バスや貨物はまだまだ電気自動車等の車種が少ないから

です。タクシー等であれば電気自動車等も販売されていますので「買い替えてください」という言い方もできますが、特に貨物自動車は車種が極端に少ないため、少しでも前に進んでいただくということで、まずは、1台以上導入という基準にいたしました。

委員のおっしゃるとおり、今後、2030年度に向けて、この評価基準のままで良いのかどうか、状況の変化を注視し、各事業者に1台以上ずつ所有していただけるような状況になれば、改めて基準の見直しを検討したいと考えております。まずは、「ファーストステップ」ということでこの基準を設けさせていただきました。以上です。

【井坂委員】

電気自動車等の導入に係る評価基準について、そのような事情があることはわかりましたけれども、この評価基準であれば、すでに1台以上所有しているバス会社は、これ以上、導入を進めようとはしなくなります。事業者ごとに自ら高い目標を立てて、計画を作成することはできると思いますので、それをきちんと評価していくかたちにしないといけないのではないと思います。もう少し、個別具体的な評価基準を考えなければいけないのではないのでしょうか。以上です。

【鈴木会長】

何か検討の余地は、ありますか。

【竜江脱炭素戦略本部室長】

補足させていただきます。脱炭素戦略本部室の竜江と申します。先ほど申し上げたとおり、やはり貨物自動車は、まだ、車種も限られているというのが現状です。また、バスについても、我々が把握しているところでは、県下の大企業においても、EVバスの導入は、数台程度といった状況もありますので、もう少し規模の小さい事業者も含めると、まだ普及は進んでいないというのが実態だと思っています。

そのため、「ファーストステップとして1台は所有してください」というところにまず力を入れていこうと、この評価基準にいたしました。

委員より御指摘のありました、より高い目標を設定する事業者の取組に対する評価という意味では、ダイレクトには結びつかないかもしれませんが、例えば、特に優れた取組については、表彰やホームページでのPRといった対応も考えられると思います。このように、より高い目標を設定して、達成していく事業者については、好事例の「横展開」ということも意識しながら、評価とは別の観点での対応も検討していきたいと思っております。以上でございます。

【鈴木会長】

ほかにございますか。

【青木委員】

県議会議員の青木です。私も評価基準について何点かお伺いしたいと思います。

当審議会による答申（資料２－２「神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しについて（答申）」）の中で、「望ましい取組の水準」を設定すべきとの意見があったため、「望ましい取組の水準」を評価基準としたと捉えてよろしいでしょうか。

【濱田室長代理】

はい。委員おっしゃる通りでございます。

【青木委員】

はい。そういたしますと、「望ましい取組の水準」は、目指してゆく水準ということになるかと思うのですが、そういった意味でこの数値の設定の仕方は、どのように行われたのでしょうか。以上です。

【濱田室長代理】

昨年度、当審議会にて御議論いただき「神奈川県地球温暖化対策計画」を３月に改定いたしました。その中で、2030年度までの温室効果ガスの削減目標⁵を部門別に設定いたしました。例えば、産業部門は2030年度までに2013年度比57%削減、業務部門は2030年度までに2013年度比65%削減と、非常に高い目標を設定いたしました。

資料２－１、４頁、１（１）「温室効果ガス排出量の削減に係る評価基準（案）」において、産業部門については4.8%削減、業務部門については6.7%削減と非常に高い基準となっておりますが、この数値は、温対計画の部門別削減目標と連動するよう設定しています。

⁵ 参考ホームページ：「神奈川県地球温暖化対策計画」22頁 「表２－１ 部門別の削減目標」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/index.html>

同頁、2「省エネルギー対策に係る評価基準（案）」における「エネルギー消費原単位の改善率」は、単年度で1%削減としておりまして、毎年度1%ずつエネルギー効率を上げていくという基準です。こちらは、国の省エネ法⁶の基準において、毎年度1%以上エネルギー効率を改善すべきという目標値を設定しており、それに沿った基準となっています。使用電力の再生可能エネルギー電源比率に係る評価基準についても、国の目標値に準じて設定しております。また、先行する川崎市も、ほぼ同様の基準を設定しています。事業者にとっては、達成がなかなか難しいかもしれませんが、高い目標を掲げさせていただきました。以上です。

【青木委員】

ありがとうございます。私も「神奈川県地球温暖化対策計画」の中で、産業部門の目標について、2030年度までに2013年度比で57%削減というところを拝見させていただいております。これに対して、その評価基準が4.8%削減というのは、どのように連動しているのか捉え方を教えていただけますでしょうか。

【濱田室長代理】

例えば、産業部門ですと、毎年度、毎年度、4.8%削減していくと、2013年度比57%削減の目標に相当するという考え方です。

【青木委員】

ありがとうございました。わかりました。この評価基準自体を「望ましい取組の水準」として見せていただくと、先ほどの電気自動車等の導入に係る評価基準と同じように、これを満たせばそれでいいと捉えてしまうかと思ひまして、何かそれを超えていく表現方法があるのではないかと思っております。そのあたりの工夫ができれば、お願いしたいところがございます。以上です。

⁶ 参考ホームページ：経済産業省資源エネルギー庁_政策について_省エネルギー・新エネルギー_省エネルギー政策について_事業者向け省エネ関連情報_省エネ法の概要
省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/index.html

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）は、一定規模以上の（原油換算で1,500k1/年以上のエネルギーを使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。」

【濱田室長代理】

おっしゃるとおりで、各項目の評価基準がありますので、項目別評価ですと一個、一個の評価項目を達成してしまえばよいと考えられてしまうかもしれません。そこで、今回、神奈川県は総合評価を行うこととしました。つまり、一個の項目は達成しても、他の項目では達成できていないということもありますので、そこは全体で見るというところで、事業者の取組を総合的に評価していきたいと思っております。以上です。

【青木委員】

よろしくをお願いします。

【鈴木会長】

そのほか、御意見ございますか。

【白井委員】

国立環境研究所の白井です。大丈夫ですか。

【鈴木会長】

はい。お願いします。

【白井委員】

資料2-1、2頁、イ(ア)○「温対計画に掲げた長期目標の達成に寄与する中長期的な取組について、次の各項目に対して、評価を行う。」のところで、①から④は、難易度が異なるものが並立に置いてあると感じました。特に、③の「SBT⁷等イニシアティブに関する取組」というのは、わかりにくいのではないのでしょうか。気候変動や温室効果ガスに関するイニシアティブというのは、複数あると思うのですが、「等」とあると、何なら良いのか判断しづらいと感じました。また、SBTの中に、④「サプライチェーン全体での削減の取組」も含まれていたりしますので、取組をしようと思う企業にとっては、ここはわかりにくいポイントかなと思いましたのでコメントさせていただきます。

【鈴木会長】

幅広い県民の方にわかりやすくっていうところもあるので、どうですか、何か御

⁷ 参考ホームページ：環境省_SBT (Science Based Targets) について

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SBT_syousai_all_20240301.pdf

「SBT とは、パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標のこと」

説明があれば。はい。

【濱田室長代理】

御意見ありがとうございます。はい。まさにわかりやすくということが大事だと思っております。紙面の関係から本資料には記載しませんでした。今後実施するパブリックコメント等においてももう少し詳しくお示しする際は、こちらの内容を具体的にお示ししたいと考えています。

基本的に今考えておりますのは、「SBT」、「RE100⁸」「RE Action⁹」、「TCFD¹⁰」などを具体的に列挙しまして、こちらに該当するかどうかというかたちで、お示しさせていただきますと思います。

【白井委員】

ありがとうございます。

【鈴木会長】

個人的な意見ですが、略語というのは、一般の県民の人はわかるのだろうかという思いがあって、資料に略語で記載するのであれば、もう少し脚注などで解説をしていただいたらよいかと思います。また、パブリックコメントなどでは、できるだけ一般の県民の方々もわかるような表現にした方がよいと思いますので、少し工夫をしてい

⁸ 参照ホームページ：「脱炭素経営に向けた取組の広がり」（環境省グリーン・バリューチェーンプラットフォーム）
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_04.html#RE100no00

「企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ」

⁹ 参照ホームページ：「再エネ100宣言 RE Action」
<https://saiene.jp/>

「再エネ100宣言 RE Actionとは、企業、自治体、教育機関、医療機関等の電力需要家が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示すことで市場や政策を動かし、社会全体の再エネ利用100%を促進する枠組みです。」

¹⁰ 参照ホームページ：経済産業省_政策について_政策一覧_エネルギー・環境_温暖化対策_気候変動に関連した情報開示の動向（TCFD）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/disclosure.html

「2015年、G20からの要請を受け、金融安定理事会（FSB）により民間主導の「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD；Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」が設置されました。」「TCFD提言に沿った情報開示は、一般にTCFD開示と呼ばれています。TCFD開示では、以ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4項目を開示推奨項目としています。」

ただければと思います。

【濱田室長代理】

はい。承知しました。

【鈴木会長】

ありがとうございます。その他、御意見ございますか。よろしいですか。それでは、これからパブリックコメントも出されるということなので、表現はお任せしますが、今回、各委員の皆さんから出た意見を踏まえて、適宜修正されて作業を進めていただくということをお願いいたします。

報告事項 令和5年度大気環境、水環境の状況について

【鈴木会長】

それでは、次に、報告事項に移らせていただきます。報告事項は、「令和5年度大気環境、水環境の状況について」ということで、所管課からお願いします。

【田中環境課長】

資料3-1に基づいて説明。

【鈴木会長】

御説明について、御意見、御質問等があればお願いいたします。

【井坂委員】

資料3-1「令和5年度大気環境、水環境の状況（概要）」2頁、PFOS及びPFOAの測定結果についてです。資料3-5の詳細結果を見ると、引地川は、暫定目標値¹¹

¹¹ 参考ホームページ：神奈川県_有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）について
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou/yuukihusso.html>

「有機フッ素化合物は、近年、有害性や蓄積性などが明らかとなってきたため、製造、使用等が制限されている物質です。環境省は令和2年5月28日、PFOSとPFOAを人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、公共用水域及び地下水における暫定目標値（暫定指針値）を1リットルあたり50ナノグラム^注（50ng/L、PFOSとPFOAの合計値）に決めました。」

注：ナノグラム（ng）は10億分の1グラムを示す単位

を相当超過したようですけれども、この原因が判ったかについて、またその原因についてどのように対応したかについて、教えていただけますか。

【田中環境課長】

はい。この引地川のこの暫定目標値の超過につきましては、私どもも問題視しておりまして、従前から詳細調査を実施しておりまして、今年5月に詳細調査の結果¹²を公表させていただいております。

結論としては、どこから高い濃度の水が流れてくるかというのは、把握することはできませんでした。引地川については、全体が高濃度というわけではなく、ある程度この辺りから濃くなっているという場所までは特定ができました。都市型河川で暗渠になっておりまして、今回、濃度が高くなるのを確認できた地点については、道路から排水路を通じて雨水が流れてくるような場所があるわけではありません。どこから高い濃度の水が流れてきているのかは、把握することはできませんでした。

原因特定までには至らなかったというのが現状でございます。全体としての濃度は下がってきておりますので、経年変化を見ながら、この引地川の河川調査を続けていくこととしております。以上です。

【井坂委員】

河川ですから、何かその原因となるものが流れ出続けているのであれば、当然、毎年、毎年、高い基準となるので、早く特定しなければとうことになります。一時的なものであっても、やはり影響は大きいと思いますので、原因究明はしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【鈴木会長】

何か、御意見、御質問ございますか。よろしいですか。また後で、気がつかれたら、事務局に御質問していただければと思います。

以上で、議事は終了させていただきます。事務局から何かございますか。

¹² 参照ホームページ：神奈川県_引地川における有機フッ素化合物の調査結果について
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/72746/chousahoukokusho.pdf>

「調査の結果、引地川で検出される高濃度の PFOS 等は、地下水に起因する可能性が高いと推定しましたが、その発生源の特定には至りませんでした。一方、引地川の PFOS 等の濃度は低減傾向が認められます。県では、引き続き、流域市と連携して継続監視調査を行い、その結果を随時公表し、県民の不安払しょくに努めていきます。また、新たな汚染を防ぐため、PFOS 等を含まない泡消火薬剤への早期代替を促進していきます。」

【望月副課長】

はい。次回の審議会は12月24日火曜日、14時から16時を予定しております。詳細は後日、改めて御連絡させていただきます。事務局からは以上です。

【鈴木会長】

それでは、これをもちまして本日の会議は閉会させていただきます。長時間にわたり皆様、ありがとうございました。

(会議終了)